

返戻金制度について

当事業所の紹介により求人者に採用された求職者が、求職者本人の都合により退職した場合の返戻金制度は次の通りです。なお、求人者の責に帰すべき事由による退職、解雇、または求職者の死亡など不測の事による退職の場合には、本制度は適用しないものとします。

- (1) 求職者が1か月未満で退職した場合：紹介手数料の50%
- (2) 求職者が2か月未満で退職した場合：紹介手数料の25%
- (3) 求職者が3か月未満で退職した場合：紹介手数料の15%

ただし、返戻金制度は求人者との契約により、別の定めをする場合があります。

許可番号 45-ユ-300118

事業所の名称 宮崎人財開発協同組合

事業所の住所 宮崎県都城市下長飯町1614番地3